主

## 本件控訴を棄却する。

理由

本件控訴の趣意は,主任弁護人磯田丈弘及び弁護人長谷川英二連名作成の控訴趣意書に,これに対する答弁は,検察官大橋充直作成の答弁書に,それぞれ記載されているとおりであるから,これらを引用する。

## 1 刑訴法378条2号の控訴趣意について

論旨は、要するに、本件は、被告人がほぼ19歳2か月のときの事件であるが、検察官の家庭裁判所への事件送致は、事件から9か月を経てなされており、このような事件送致の著しい遅延により、被告人は少年法による保護処分を受ける機会を不当に奪われたものであるから、本件公訴提起は無効であり、原審は、刑訴法338条4号に基づき、公訴棄却の判決をすべきであったのに、これをしなかった点で同法378条2号の不法に公訴を受理した違法がある、というのである。

そこで検討するに,関係証拠によれば,本件は,平成15年9月7日に発生した自動車事故に端を発し,警察官は同日中に被告人が身代わり犯人ではないかとの疑いをもち,捜査が開始されたことがうかがわれるところ,検察官が札幌家庭裁判所に事件を送致したのは平成16年6月11日であるから,この事とでは多までに9か月を要したことが認められる。しかし,この事故により2名の者が死亡しており,その運転者には業務により2名の者が死亡しており,その車の生存同気失致死罪の嫌疑がかけられていたところ,その車の生存同気帯で運転が発覚すると都合が悪いとして口裏を合わせ,被告人が運

転していた旨虚偽の事実を警察官に述べていたものであり、上 記のとおり、事故当日には身代わりとの疑いがもたれたが、A が運転するに至った経緯,状況,その場合の被告人らの刑事責 任の存否を究める必要があることなどの事情に照らすと,本件 は、被告人を含む関係者に対する詳細な事情聴取や実況見分、 引き当たり捜査等慎重な捜査が求められる事案であり、実際に 被告人に対しては、その供述等により酒気帯び運転の教唆及び 犯人隠避の非行があったとして,家庭裁判所に事件を送致した ものである。以上によれば,本件においては,捜査を遂げて送 致するまでに相当の期間を要したものと認められ,これに上記 の期間を要したことをもって直ちに遅延があったということは できない。加えて、本件において、捜査官が、家庭裁判所の審 判の機会を失わせる意図をもってことさら捜査を遅らせ,ある いは、特段の事情もないのにいたずらに事件の処理を放置する などの重大な職務違反があったことをうかがわせる事情もない。 そして,家庭裁判所への事件送致は,被告人が成年に達する約 1 か月前であるが、家庭裁判所の裁判官は、その間に、上記の とおり、少年法20条1項による検察官送致の決定をしており、 この点でも少年審判の機会が不当に奪われたということはでき ない。

結局、論旨は理由がない。

## 2 法令適用の誤りの控訴趣意について

論旨は,要するに,被告人が酒気帯び運転の犯人である A の身代わりとなり,警察官に自ら運転していた旨虚偽の事実を述べた時点で, A はすでに死亡していた,そして,刑法 1 0 3 条にいう「罪を犯した者」に死者は含まれないと解すべきであ

るから被告人は犯人隠避罪について無罪であるのに,死者も犯人隠避罪の客体になるとして被告人に同罪の成立を認めた原判決には,判決に影響を及ぼすことの明らかな法令適用の誤りがある,というのである。

そこで検討するに、関係証拠によれば、所論のとおり、被 告人が警察官に虚偽の事実を述べた時点で犯人であるAはすで に死亡していた可能性が高く、その時点では犯人は死亡してい たと推認される。そうすると,同条の犯罪が成立するかどうか は、同条にいう「罪を犯した者」に死者を含むかどうかによる こととなる。ところで、同条は、捜査、審判及び刑の執行等広 義 に お け る 刑 事 司 法 の 作 用 を 妨 害 す る 者 を 処 罰 し よ う と す る 趣 <u>旨の規定である。そして,捜査機関に誰が犯人か分かっていな</u> い 段 階 で , 捜 査 機 関 に 対 し て 自 ら 犯 人 で あ る 旨 虚 偽 の 事 実 を 申 告した場合には,それが犯人の発見を妨げる行為として捜査と いう刑事司法作用を妨害し、同条にいう「隠避」に当たること は明らかであり,そうとすれば,犯人が死者であってもこの点 に変わりはないと解される。なるほど、無罪や免訴の確定判決 があった者などは,これを隠避しても同条によって処罰されな いが,このような者はすでに法律上訴追又は処罰される可能性 を完全に喪失し,捜査の必要性もなくなっているから,このよ うな者を隠避しても何ら刑事司法作用を妨害するおそれがない のに対し、本件のような死者の場合には、上記のとおり、なお そのおそれがあることに照らすと,同条にいう「罪を犯した者 」には死者も含むと解すべきである。結局,論旨は理由がない。

3 酒気帯び運転幇助に関する事実誤認の控訴趣意について 論旨は、要するに、被告人は、自動車の運転をAと替わっ た際,同人の酔いがさめていると思っていたのであり,同人の酒気帯び運転について確定的な認識はなかったから,被告人にはこれを幇助する意思がなく無罪であるのに,幇助犯の成立を認めた原判決には判決に影響を及ぼすことの明らかな事実の誤認がある,というのである(なお,弁護人は法令適用の誤りも主張するが,結局は事実誤認の主張と判断される。)。

そこで,原審記録を調査して検討するに,原判決挙示の証拠によれば,被告人に酒気帯び運転を幇助する意思があったとしてその幇助犯の成立を認めた原審の判断は正当であり,原判決に事実の誤認は認められない。

すなわち , 関係証拠によれば , A は平成 1 5 年 9 月 7 日午 前0時25分ころの事故により死亡したが、その体内に血液1 ミリリットル中 0 . 4 ミリグラムのエチルアルコールを保有し ていたこと、同人は、事故前日の午後7時から午後9時ころま での間,B,C及びDらとすすきのの居酒屋で飲食し,同人自 身50000人りのビールを5杯位飲んで相当酔っていたこと, 被告人は,同日午後11時50分ころ,当別駅でAら4人と会 ったが,その際,Aらから「すすきので飲んできた」と告げら れていること,車内でAらはいわゆるハイテンションで,大騒 ぎをし, C D の音量を高め,後部座席の D が被告人のアクセル ペダルを踏んでいる右足の膝あたりを手で押したり,Aが「も っとスピードを出せ」と言ったりしていたこと,Aに運転を替 わったのは翌7日午前0時20分ころで、飲酒後約3時間半程 度しかたっていなかったことの各事実が認められる。これらの 事実によれば,それだけでも,被告人は,Aに運転を替わった とき、同人の運転が飲酒運転となる旨認識していたことを強く

推認させている。加えて、Aは運転を替わった直後から急発進 や蛇行運転を繰り返すなど異常な運転をしていること,事故直 後,被告人,B及びCは,Aの飲酒運転の発覚を恐れ,被告人 が運転していたことにしようと相談し、現に被告人は自分が運 転していた旨警察官に述べていること,Bは,原審公判廷にお いて , A が , 街に入るまでは自分が運転する , 警察がいるとま ずいという話をしており,それを酒気帯び運転が警察にばれる ことを心配した言葉と受け取った旨供述していることが認めら れ、これらの事実も被告人が上記の認識をもっていたことと符 合し、裏付けている。なお、被告人は、原審公判廷において、 それまで一貫して,当別駅で会ったとき酒の臭いがした,飲酒 運転になることを知りながら運転を替わったと述べていたのを 覆し,酒の臭いに気が付かなかった,もう酔いがさめていると 思ったなどと供述を変遷させたが、変遷について合理的な説明 がないのみならず,原審公判廷においても,Aの体にアルコー ルが残っているのは分かっていたと述べるなど矛盾する供述を していることなどに照らすと、被告人の上記否認供述は信用で きない。そうすると、被告人は、Aが酒気を帯び飲酒運転にな ることを認識していたことは明らかである。その他弁護人がる る主張する点を考慮しても、被告人にAの酒気帯び運転につい て幇助犯の成立を認めた原判決の認定に誤りはなく,論旨は理 由がない。

よって,刑訴法396条により本件控訴を棄却することとし, 主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 長島孝太郎 裁判官 川本清巌 裁判官 市川太志)